

学校感染症と出席停止の基準

【学校保健安全法施行規則 第18・19条】

分類	病名	出席停止の基準	
第1種	(※1)	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
その他の感染症 (第3種の感染症として扱う場合があるもの例)※2	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始24時間を経て全身状態が良ければ登校可能	条件によっては出席停止の措置が必要と考えられるもののため、左記の基準はめやすである。
	ウイルス性肝炎	A型・E型:肝機能正常化後登校可能 B型・C型:出席停止不要	
	手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可	
	ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可	
	伝染性紅斑	発疹(リンゴ病)のみで全身状態が良ければ登校可能	
	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態は良ければ登校可能	
	感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症)	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能	

※1 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症

※2 「その他の感染症」は、学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合に、主治医・学校医の意見に基づいて学校長が第3種の感染症として緊急的に措置をとることができるものとして定められている。

参考:「学校において予防すべき感染症の解説」(日本学校保健会)